

第14期第2回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録

1 開催日時

令和2年3月19日（木） 午前11時00分から

2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

3 出席者（五十音順）

小林 登 部会長

櫻井 幸一 委員

佐々木 久美子 委員

森 咲子 委員

4 審査事項

- (1) 県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

5 会議の内容

【小林部会長】

それでは、先ほどの全体会に続きまして、ただいまから第14期第2回の個人情報保護審議会住基・番号法部会を開催いたします。

全体会に引き続いてですが、本会議につきましても、新型コロナウイルス感染防止ということから、非公開での開催とさせていただくことにいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に入る前に、事務局から本日の事項についての説明があります。よろしく申し上げます。

【事務局】

本日の議題について、本日は2件の諮問案件の審議を予定しております。

1件目が「県税の賦課徴収関係事務」、2件目が「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」について、どちらも特定個人情報保護評価の第三者点検に係る答申案の審議となっております。

事務局からは以上でございます。

【小林部会長】

はい、ありがとうございます。

前回、審議しましたことについての答申案の検討ということになっておりますが、その前に、事務局から、前回の質問事項についての報告をしていただこうと思います。

お願いいたします。

【事務局】

事務局の安野と申します。よろしく申し上げます。

前回の審議の中で、神奈川県の出出事故を受けて、ということでサーバに記録された情報の消去をこれまでどのようにしてきたのか、今後はどのようにしていくのかという趣旨の御質問がございました。

このことについて、事務局に対して実施機関である2つの所属、税務課と市町村支援課から回答がありましたので御報告いたします。お手元に資料はなく、口頭で恐縮なのですが御報告させていただきます。

まず、議題1の県税の賦課徴収義務関係のデータについてでございますが、契約書の中での取決めとしては、賃貸借契約において、契約期間終了後には、事業者の費用をもって物件のデータの消去を行うと記載していたところですが、具体的な方法等については定めていなかったとのことです。

また、これまでの廃棄の実績についてでございますが、昨年1月末にサーバの入替えのために旧サーバを廃棄しており、その際にはサーバ等の物理的破壊を行った上で、消去についての証明書の提出を受けているとのことです。

また、今年1月に、Windows7サポート期間終了に伴って、システムの運用を委託している事業者が使用するパソコンの入替えを実施しており、その際には、物理的な破壊ができないということで、職員立ち合いの下、データの初期化を実施したとのことです。

今後につきましては、県として神奈川県の出出事故を受けて、情報資産の消去については統一的に取扱いが改められておまして、廃棄の場合には物理的破壊又は磁氣的破壊をする、リース返却等の場合には、初期化等によって電子情報を復元不可能にするということを契約書に明記しなさいということになりましたので、これについて委託事業者に遵守させるということでございます。

次に、議題2の住民基本台帳ネットワークシステム関係についても同様の趣旨の報告を受けております。全国で同じようなシステムを使われているのですけれども、こちらに関しましては、住民基本台帳ネットワークシステムという全国的に同様のシステムを使用しているのですけれども、県で取り扱う本人確認情報について、都道府県サーバに保存されております。この都道府県サーバは、全ての都道府県のもので1拠点に集約され、運用は地方公共団体情報システム機構に委託しているとのことです。

これまでの契約書の中での取決めとしては、機構が有することとなった本人確認情報は県に返還させることとしており、消去方法についての規定はございません。そして、サーバ廃棄等の実績ですが、こちらもこれまでに廃棄したことはないということございました。

こちらにつきましては、都道府県サーバのバックアップは媒体に関しまして、機構の定めで、媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したときは、引き続きデータ保管庫に格納することとしており、実際には廃棄等は行われていないということでございます。

一応、評価書には消去の方法について記載する箇所がございますので、今後につきましては、引き続き契約書の規定を遵守させ、万が一委託先に廃棄を行わせることとなった場合には、県の基準のとおり、物理的破壊等によって、電子情報を復元不可能な状態

にすることを徹底するとのことでした。

御質問に対する報告は以上になります。

【小林部会長】

ありがとうございました。何か御質問等がありますでしょうか。

はい、どうぞ、櫻井委員お願いします。

【櫻井委員】

立ち会うかどうかについて、壊されたことを確認するところまでは立ち会っておられないのが現状のようですが、今後も物理的破壊の際に立ち会うかについては決められていないのでしょうか。

【事務局】

県の取り決めとして、情報セキュリティ対策基準というものが改正されているのですが、その中で、物理的破壊にしても初期化にしても職員が立ち会うということに改正されておりますので、今後は立ち会いをするということになっております。

【櫻井委員】

ありがとうございます。

【小林部会長】

はい、ありがとうございました。そのほかはよろしいでしょうか、

それでは、本題の答申案の審議に移りますが、前回、佐々木委員は御欠席だったのですが内容については、お分かりになられていますか。

【佐々木委員】

資料にはざっと目を通したところです。

【小林部会長】

そうですか。一応、簡単に御説明いたしますと、特定個人情報の取扱いについて、県等が取り扱う場合には事前に評価しなさいという評価の項目があって、これがきちっと評価されているのか、その内容も妥当なのかというところについてですね、この個人情報保護審議会に対して知事から諮問がなされて、それに対して審議をするという、そういう形になっております。

前回の審議ではいろいろと質問も出たのですが、最終的には、各実施機関から諮問されてきた評価書の内容についてはですね、妥当であろうということで、本日、答申案の審議をするという話になっております。よろしいでしょうか。

【佐々木委員】

はい。

○ 県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【小林部会長】

それでは、まず、議題（１）の「県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について」の答申案の審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料につきましては、資料1 答申案と赤のインデックスをつけております資料を御覧いただきたいと思っております。

答申案につきましては、5年前にこの特定個人情報の保護評価を実施しております、今回の再実施ということでございまして、5年前に出した答申の様式をそのまま踏襲して、今回も答申案を作成いたしております。

内容といたしましては、1 ページ目の冒頭に結論を記載しておりますが、評価は適切に行われているものと認められるとしております。

3 ページ目を御覧ください。「3 付言」と記載している部分についてでございますが、前回御審議いただいた御意見を踏まえまして、審議会からの意見として記載しております。特に、神奈川県流出事故を受けまして、媒体の消去に関することや、記録媒体に応じて適切に運用を行うよう求める趣旨で記載しております。

答申案を読み上げさせていただきます。

答 申 (案)

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書(案)」(以下「本件評価書」という。)については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に基づき、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)が適切に行われているものと認められる。

2 本件評価書の審査内容

当審議会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性(実施手続等に適合した評価を実施しているか)及び妥当性(評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか)について、次のとおり審査を行った。

「(1) 本件評価書の事務の概要」については、記載のとおりですので割愛させていただきます。

(2) 適合性について

次のとおり、指針に定められた実施手続等に適合した評価を実施していると認められる。

ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が100万人以上1,000万人未満であるため、対象人数30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

イ 実施主体について

事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる

部分は存在しないとして、本件評価書の内容を全て公表することとしている。

エ 実施時期について

福岡県知事は、当該事務について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、当該事務について評価を再実施している。

オ 県民等からの意見聴取について

令和元年12月18日から令和2年1月21日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見は無かった。

カ 本件評価書の記載内容について

事務の実態に基づき、評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載している。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載していると認められる。その主な内容は、次のとおりである。

ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報を本人又は代理人から入手する際に、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、本人確認のための措置を講じるとともに、不必要な情報の入手防止のため、あらかじめ申告書等の様式を定める等の対策を講じることとしている。

イ 特定個人情報の使用について

各職員が属する組織及び従事する業務に応じ、必要最小限のアクセス権限を付与するとともに、特定の職員に限定してシステムの管理者権限を与え、アクセス権限を適切に管理することとしている。また、特定個人情報ファイルの使用についてアクセスログを日次で記録し、7年間保管することとしている。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱事務の委託について

特定個人情報を取り扱う事務を委託するに当たっては、委託契約締結時に個人情報の取扱いについて「個人情報取扱特記事項」を定め、委託先に対して特記事項の内容を遵守するよう指導・監督を行うこととしている。

また、特定個人情報ファイルの取扱いについては、前記イの対策を委託先に対しても講じることとし、委託先へ特定個人情報を提供する際には電子情報の暗号化、ファイルへのパスワード設定を行うなどの安全措置を講じることとしている。

エ 特定個人情報の提供について

特定個人情報の提供に当たっては、電子情報を外部に持ち出す場合に指定された者の許可を受ける、所定のシステムを利用する等により安全性を確保するとともに、法令に定められた事項を記録し、7年間保管することとしている。

オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等のリスクに対しては、物理的対策とし

てサーバ等設置施設における生体認証による入退場制限等を、技術的対策として不正プログラム対策及び不正アクセス対策等を講じることとしている。

また、特定個人情報の保管に当たっては、定期的に情報更新を行うとともに、保存期間を経過した特定個人情報を消去する際は、復元、判読等が不可能となる措置をとることとしている。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

3 付言

県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、特に、特定個人情報の保管・消去については使用する記録媒体に応じたリスク対策を確実に講じ、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期すこと。

以上、答申する。

内容の説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小林部会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申案につきまして、何か、御質問とか御意見はございませんか。

【全委員】

なし。

【小林部会長】

はい、それでは、特に意見がないということですので、この原案のとおり、答申するというにしたいと思えます。ありがとうございました。

○ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【小林部会長】

続きまして、議題（2）の「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について」です。こちら、答申案の審議ということになっております。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料2答申案と青のインデックスをつけております資料を御覧ください。

こちら、評価書の様式は同じでございます、答申案につきましても、答申の結論、付言につきましては、議題（1）の答申案と同様の趣旨で作成してございます。

では、答申案を読み上げさせていただきます。

答 申 (案)

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書(案)」(以下「本件評価書」という。)については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に基づき、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)が適切に行われているものと認められる。

「2 本件評価書の審査内容」ですけれども、こちらは、「(1) 本件評価書の事務の概要」と「(2) 適合性について」の部分につきましては、評価の内容は議題(1)と同じですので、割愛させていただきます。適切に実施していると認められるという形になっております。

続きまして、2ページの「(3) 妥当性について」から読み上げさせていただきます。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載していると認められる。その主な内容は、次のとおりである。

ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報の入手経路は、専用回線でつながれた市町村コミュニケーションサーバからに限られている。また、県が市町村から入手することのできる情報の項目は法令上限定されており、入手に際しては専用のアプリケーションによって、情報の暗号化や認証を行い、全自動処理により人為的なアクセスを排除するなどの対策を講じることとしている。

イ 特定個人情報の使用について

権限のない者による住基システムの不正使用を防ぐため、生体認証による操作者認証を行うこととしている。また、操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある者を管理簿で管理するとともに、住基システムの操作履歴を記録し、不適切な利用がないかについて随時確認することとしている。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

委託事業者へのアクセス権限の付与については、委託する業務の遂行に必要な最小限の範囲とし、アクセス権限を有する者を管理簿により管理する。また、直接本人確認情報にアクセスする業務については再委託を禁止し、再委託を行う業務については、再委託先に委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先には再委託先の安全管理措置に対する監督を義務付けることとしている。

エ 特定個人情報の提供・移転について

特定個人情報の提供・移転に当たっては、提供・移転に係る記録(提供・移転日時、操作者等の情報。)を住基システム上で上書きすることなく保管する

こととしている。また、利用者やアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限することとしている。

このほか、誤った相手に提供することがないように、提供方法に応じて相手方の確認やパスワード設定方法等のルールが定められている。

オ 特定個人情報の保管・消去について

出力した記録媒体等を施錠管理して保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新等の措置を講じることとしている。また、都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所及び記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラによる入退室者の特定及び管理を行うこととしている。

磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマットや物理的破砕等を行うこととし、内容の消去・破壊等についての記録を残すこととしている。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

3 付言

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務は、個人番号に加え、個人の氏名、性別、住所、生年月日等の特定の個人を識別することができる個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、特に、特定個人情報の保管・消去については使用する記録媒体に応じたリスク対策を確実に講じ、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期すこと。

以上、答申する。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

【小林部会長】

はい、ありがとうございました。

これにつきましては、個人情報保護委員会が定めている指針、この実施手続に適合しているかというところの適合性の部分は、先ほどの県税の賦課徴収関係事務に対する答申案とほとんど同じなので、こちらの読み上げは割愛されたということでした。

そのあとの妥当性ですね、個人情報保護委員会の指針で定める目的に照らして、本当に妥当なのかというところは個別の項目についてそれぞれ検討して、妥当であるということに記載した答申案になっているということですね。

はい、これについて何か御質問とか御意見等ございますか。

【全委員】

なし。

【小林部会長】

よろしいですか。はい、そうしましたら、原案どおりということで、これで答申することになっています。どうもありがとうございました。

以上で、議題については、いずれも終了ということになります。

それでは、最後に、その他について事務局のほうから、御連絡等がございますか。

【事務局】

先月の、第14期第1回個人情報保護審議会の第二部会の会議録につきまして、後ほど、部会長に確定の御署名をお願いいたします。

今後の日程についてでございますが、第二部会については、当面の間、開催予定はございません。また改めて、開催の際には御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【小林部会長】

はい、ありがとうございました。

それではこれで全ての議事が終了ということになります。本日は、全体会から1時間半ですね、少し短縮できたかとは思いますが、それでも長時間、御審議いただきましてありがとうございました。これで終了ということになります。

以上のとおり第14期第2回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録を確定する。